

寄 附 行 為

財団法人 国際通貨研究所 寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人国際通貨研究所（以下「本財団」といい、英文名 INSTITUTE FOR INTERNATIONAL MONETARY AFFAIRS 略称「IIMA」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
2 本財団は、理事会の決議を経て、従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第 3 条 本財団は、国際通貨、国際金融をめぐる諸問題に関して、調査研究分析を行い、関連する国際的諸課題について内外での意見交流を推進し、関係機関、政策当事者及び学界等に政策提言を行い、又それらに関する研究、その他の事業を助成するとともに、我が国経済、社会の現状及び展望について啓蒙し、もって我が国及び世界の金融経済社会の安定と発展に寄与し、我が国と諸外国の相互理解を深めることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 国際社会における経済、金融及び通貨の諸問題に関するマクロ的調査研究
- 二 前号に関連して国際間資金移動、為替相場、円の国際化及び途上国の市場経済化等のテーマ別調査研究
- 三 前 2 号に関する内外関係当局及び機関団体（以下「当該団体」という）との情報交換、共同研究並びに当該団体からの調査研究の受託並びに当該団体が行う研究その他の事業の助成
- 四 調査研究成果の発表及び政策提言並びに我が国の現状及び展望についての海外への普及のためのセミナー、フォーラム及び講演会等の開催
- 五 調査研究成果の公表、政策提言の普及並びに我が国の現状及び展望についての海外への説明等のための刊行物発行を含めた各種広報活動
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 本財団の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- 二 寄附金品
- 三 資産から生ずる果実
- 四 事業に伴う収入
- 五 会費
- 六 その他の収入

(資産の区分)

第 6 条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種類に区分する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

- 2 業務遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会において、理事総数の 3 分の 2 以上の決議及び評議員会の同意を経、かつ大蔵大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 本財団の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、理事長がこれを管理する。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵政官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、あるいは国公債等確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 本財団の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の決議及び評議員会の同意を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

- 2 事業年度の途中において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(事業報告及び収支決算)

第11条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3月以内に理事長が作成し、あらかじめ監事の監査を経、かつ、理事会の決議及び評議員会の同意を経て、大蔵大臣に提出しなければならない。

(暫定予算)

第12条 第10条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出を行うものとする。この場合の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、理事会において、理事総数の3分の2以上の決議及び評議員会の同意を経、かつ、大蔵大臣の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第7条第2項及び第13条に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において3分の2以上の決議及び評議員会の同意を経、かつ、大蔵大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第16条 本財団に次の役員を置く。

理 事	10名以上 24名以内
うち	理事長 1名
	専務理事 1名
とし、	常務理事 2名以内を置くことができる。
監 事	2名以内

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会においてこれを選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により、これを選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事の選任にあたっては、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を越えてはならない。
- 5 監事は、理事又は他の監事と特別の関係にある者であってはならない。

(役員の仕事)

第18条 理事長は、本財団を統轄し、本財団を代表する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して、本財団の業務を掌理し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、必要な事項を審議する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を処理する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の仕事)

第19条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員の仕事は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者または前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又はその任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

第20条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において3分の2以上の決議により、その役員を解任することができる。

- 一 本財団の名誉をき損し、又は本財団の目的に反する行為が認められること。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められること。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、理事会及び評議員会において決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第4章 評議員

(評議員)

第22条 本財団に、評議員10名以上、48名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会の決議により理事長が委嘱する。
- 3 評議員の選任にあたっては、評議員のいずれか1名及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が評議員総数の3分の1を越えてはならない。
- 4 評議員には、第19条から第21条までの規定を準用する。この場合これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 5 章 会長、顧問及び参与

(会長、顧問及び参与)

- 第23条 本財団に、会長1名、顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。
 - 3 会長は、本財団の業務全般につき、高い見地から理事長の諮問に応じ、又は理事長に助言を行う。
 - 4 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。
 - 5 参与は、専門の事項について理事長の諮問に応ずる。
 - 6 会長、顧問及び参与の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第 6 章 事務局

(事務局)

- 第24条 本財団の事務を処理するため、事務局を設ける。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(帳簿及び書類等の備付け)

- 第25条 主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えておかなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 理事、監事、評議員、会長、顧問、参与及び職員の名簿及び履歴書
- 三 許認可等及び登記に関する書類
- 四 会議の議事録
- 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 六 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- 七 その他必要な帳簿及び書類等

第 7 章 会 員

(賛助会員)

- 第26条 本財団に、事業達成に協力を求めるための賛助会員を置くことができる。
- 2 賛助会員の会費の負担、その他会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 会 議

(種類及び構成)

- 第27条 会議は、理事会及び評議員会とする。
- 2 理事会は、理事をもって構成し、評議員会は、評議員をもって構成する。
 - 3 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(開 催)

- 第28条 会議は、通常理事会及び通常評議員会並びに臨時理事会及び臨時評議員会とする。
- 2 通常理事会及び通常評議員会は、毎年度2回開催する。
 - 3 臨時理事会及び臨時評議員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - 一 理事長が必要と認めたとき。
 - 二 理事総数及び評議員総数のそれぞれ5分の1以上の理事及び評議員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - 三 監事から、会議の目的たる事項を示して、招集の請求があったとき。

(会議の招集)

- 第29条 会議は、理事長がこれを招集する。
- 2 会議を招集する場合は、理事長は、構成員に対して、開催に先立ちあらかじめ会議の日時、場所及び会議に付する議案を通知するものとする。
 - 3 前条第3項第2号又は第3号に規定する請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

(開会の定足数)

- 第30条 会議は、それぞれ理事又は評議員の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。

(会議の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 評議員会の議長は、評議員の互選により、これを選任する。

(議 決)

第32条 会議の議事は、この寄附行為に別段の定めがあるものを除き、出席した理事又は評議員の過半数をもって決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(欠席者の表決)

第33条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項に限り、書面をもって表決することができる。この場合は、出席したものとみなす。

(書面による表決)

第34条 理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(理事会の付議事項)

第35条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を決議し、執行する。

(評議員会の付議事項)

第36条 評議員会は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要事項について審議し、助言する。

(議事録)

第37条 会議を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 構成員の総数
- 三 出席した構成員の数及び氏名（表決の委任者及び書面による表決者を含む）
- 四 決議事項
- 五 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- 六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちから、その会議で選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、大蔵大臣の認可を得なければならない。

(解 散)

第39条 本財団を解散しようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、大蔵大臣の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本財団が、解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、大蔵大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第 10 章 細 則

(細 則)

第41条 この寄附行為の施行に必要な細目は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この寄附行為は、大蔵大臣の設立許可のあった日（平成 年 月 日）から施行する。
- 2 本財団の設立準備のために生じた債権及び債務は、本財団がこれを継承する。
- 3 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 本財団の設立初年度の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。
- 5 本財団の設立当初の理事、監事及び評議員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 6 本財団の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項までの規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理 事	(理事長)	行天	豊雄
同	(専務理事)	篠原	興
同		伊藤	助成
同		井上	實
同		河野	俊二
同		小宮	隆太郎
同		櫻井	孝頼
同		高垣	佑
同		千野	忠男
同		鶴田	卓彦
同		波多	健治郎
同		若井	恒雄
監 事		上林	邦雄

7 本財団の設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

評議員	秋山 富一
同	五十畑 隆
同	出光 裕治
同	伊藤 元重
同	今井 敬
同	植田 和男
同	大澤 秀次郎
同	大西 實
同	大場 智満
同	奥田 碩
同	貝塚 啓明
同	金井 務
同	熊谷 直彦
同	香西 泰
同	小島 明
同	児島 仁
同	壽崎 雅夫
同	玉置 和宏
同	鳥海 巖
同	鳴澤 宏英
同	南條 俊二
同	本田 敬吉
同	槇原 稔
同	眞野 輝彦
同	水城 武彦
同	三露 久男
同	森下 洋一
同	米倉 功
同	蠟山 昌一
同	若月 三喜雄

(別 紙)

財 産 目 録
(許可申請時)

(単位：円)

科 目	金額 (又は評価額)	備 考
現に所有する資産	0	
設立後寄附される予定の 財産		
基本財産	2,000,000,000	
運用財産 (見込み)	40,000,000	
負 債	0	
正味資産	2,040,000,000	